

# 森林・林業基本計画（案）及び全国森林計画（変更案）についての意見・情報の募集について

令和8年4月27日  
農林水産省林野庁

この度、「森林・林業基本計画（案）」及び「全国森林計画（変更案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 記

### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）においては、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされています。基本計画は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされています。このため、令和7年9月に林政審議会に対して基本計画の変更に関する諮問を行い、新たな基本計画について検討を行ってきました。

また、森林法（昭和26年法律第249号）において、基本計画に即し、全国森林計画をたてることとされています。このため、令和8年2月に林政審議会に対して全国森林計画の変更に関する諮問を行い、新たな全国森林計画について検討を行ってきました。

今般、広く国民の皆様からの意見・情報を検討・反映させる観点から、新たな基本計画（案）及び全国森林計画（変更案）について、意見・情報を募集いたします。

### 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省林野庁林政部企画課において配布

### 3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先

を含む)」を確認の上、[意見入力へ](#)のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省林野庁林政部企画課宛

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。ご記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年4月27日～令和8年5月8日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 森林・林業基本計画（案）

② 全国森林計画（変更案）